

水俣条約の対象施設と大気汚染防止法のばい煙発生施設

水俣条約の対象 施設	大気汚染防止法のばい煙発生施設	
	分類	対象規模
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上のもの。
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬注 1 及び焙焼注 2 の工程	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉	一時間当たりの原料処理能力が 1 トン以上のもの。
	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉	
	金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、一時間当たりのバーナー燃焼能力が重油換算 50 L 以上であるか、変圧器定格容量 200 kVA 以上のもの。
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	一時間当たりの原料処理能力が 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m ² 以上であるか、一時間当たりのバーナー燃焼能力が重油換算 20 L 以上のもの。
	鉛の二次施設の用に供する溶解炉	一時間当たりの燃焼能力が 10 L 以上であるか、変圧器定格容量 40 kVA 以上のもの。
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり 200 kg 以上のもの。
セメントクリンカーの製造設備窯業製品の製造の用に供する	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。